



安芸高田市職員募集

総務課 ☎ 42-5611

平成29年4月1日採用予定の職員採用資格試験の概要は、次のとおりです。詳細については、「試験要項(受験案内)」をご覧ください。「試験要項(受験案内)」は、総務課、総合窓口課及び各支所にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。

試験職種	主な試験資格	採用予定人数	受付期間	試験内容(予定)	
				第1次試験	第2次試験
一般行政事務(A)	平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人	2名程度	8月1日(月)～8月31日(水)	9月18日(日)	基礎能力検査 事務能力検査 性格適正検査 面接試験
一般行政事務(B)	昭和56年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人	2名程度			
保健師	・昭和56年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人 ・保健師の免許を有する人、または取得見込みの人	2名程度			
保育士(※行政職)	・昭和56年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 ・保育士の免許を有する人、または取得見込みの人	3名程度			
消防吏員	平成6年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ・採用後、24時間勤務ができ、安芸高田市に居住できる人	3名程度			基礎能力検査 性格適正検査 面接試験



※保育士(行政職)は、保育園等での保育士業務のほか、異動により事務部門へ配置されることもあります。



一部の郵便局で住民票や証明書などの交付を受けることができます

総合窓口課 ☎ 42-5616 税務課 ☎ 42-5614

市役所本庁や支所に来られなくても、近くの郵便局で**住民票**や**印鑑登録証明書**・**納税証明書**などの交付が受けられる取り扱いを行っています。市民の方なら、どなたでも利用することができます。

本人確認のため、運転免許証・マイナンバーカード(写真付き)・住民基本台帳カード(写真つき)・保険証などの**身分証明書**と**印鑑**を必ずご持参ください。

■取扱郵便局
川根郵便局・来原郵便局・生桑郵便局・北郵便局・横田郵便局・小田郵便局

※法令により、委任状による代理申請は郵便局ではできません。市役所本庁か支所で申請してください。

■交付手数料
1通350円。ただし、固定資産関係証明は2枚目から1通100円です。

※市役所での交付と同額です。

■取扱時間
平日 午前9時～午後5時
※土・日曜日、祝日、休日、年末年始を除く。

証明書の種類	請求ができる人
住民票の写し	本人または本人と同じ世帯の人
住民票記載事項証明書	本人または本人と同じ世帯の人
印鑑登録証明書	本人のみ(印鑑登録証を必ず持参してください)
納税証明書	本人のみ(法人の場合は、委任状による申請ができます)
所得証明書	本人のみ
評価証明書	
課税証明書	



芸備線・三江線の補助制度の紹介

政策企画課 ☎ 42-5612

JR芸備線、三江線の各協議会では、地域の活性化や各線の利用促進のため、予算の範囲内で補助金を交付しています。これらの補助制度を利用して、鉄道の旅をお楽しみください。

①補助要件②補助金額③備考

■芸備線の補助制度

【JR利用促進事業補助】
①各種行事等において10人以上のグループで芸備線を利用する場合
②1グループあたり2万円以内(運賃の1/2) ③事前申請必要

【芸備線利用促進地域活性化イベント補助】
①民間団体が10人以上で芸備線もしくは駅舎等を利用してイベントを開催する場合②1団体あたり3万円以内(経費の1/2) ③事前申請必要

■三江線の補助制度

【三江線回数券購入費補助】
①三江線の回数券(11枚綴り)を購入した場合②1購入費(三江線の線区に係る分)の10%③回数券の表紙を提出し申請・回数券販売(三次駅、粕淵駅、石見川本駅、江津駅)・他の補助制度との重複利用不可

【三江線利用地域活性化イベント補助】

■お問い合わせ

芸備線対策協議会 ☎ 0824-626395
三江線活性化協議会 ☎ 0855-720015

芸備線三江線周遊プラン一例

出発	向原駅(芸備線)	9:17発
	三次駅(乗換)	9:53着 9:57発
	式敷駅(三江線)	10:27着
	神楽門前湯治村	バス無料送迎
	式敷駅(三江線)	15:44発
	三次駅(乗換)	16:13着 16:28発
到着	向原駅(芸備線)	17:07着

①沿線市町のグループ、団体等が、10人以上で三江線もしくは駅舎等を利用してイベントを開催する場合②1グループあたり2万円～5万円(参加人数による) ③事前申請必要

【マイカー回送プラン】
①三江線利用時、指定の駅(三江線乗車区間)まで普通免許で運転できる国産車を回送する場合②回送料金の50%③事前申込必要

■利用例
15人で向原駅から式敷駅まで鉄道で往復し、神楽門前湯治村(無料送迎)で4,320円の食事をとする旅です。お一人5,800円の旅が、補助利用で4,300円となり、1,500円もお得です。



一部免除を受けたときは残りの保険料の納付を忘れずに

三次年金事務所 ☎ 0824-62-3107

保険料の一部免除とは
国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得(1月から6月までに申請する場合は前々年の所得)が基準以下の場合には、申請して承認されると納付が免除される制度があります。この場合免除される保険料額には、全額、4分の3、半額、4分の1の4段階があります。

この一部免除を受けた保険料の残りの保険料、つまり免除を受けていない保険料は、必ず納めなければなりません。この保険料の納付を怠ると免除が承認されても保険料未納期間となってしまう、障害基礎年金や遺族基礎年金、老齢基礎年金を将来受けられない場合がありますので、注意が必要です。

■4分の3免除の場合
保険料の4分の3免除というのは、毎月の保険料の4分の3が免除されるのですが、残りの4分の1の保険料は必ず納めなければなりません。

平成28年度の場合では、4分の3免除を受けると月額12,190円が免除され、残りの4,070円を納付しなければなりません。この4,070円の保険料

を毎月納付しないと4分の3免除が承認されても、保険料未納期間として扱われてしまいます。

■半額免除の場合
保険料の半額免除というのは、毎月保険料の半額が免除されるものですが、残りの半額の保険料は必ず納めなければなりません。

平成28年度では、半額免除を受けると月額8,130円が免除され、残りの8,130円は納付しなければなりません。この8,130円の保険料を毎月納付しないと半額免除が承認されても、保険料未納期間として扱われてしまいます。

■4分の1免除の場合
4分の1免除というのは、毎月の保険料の4分の1が免除されるものですが、残りの4分の3の保険料は必ず納めなければなりません。

平成28年度では、4分の1免除を受けると月額4,060円が免除され、残りの12,200円は納付しなければなりません。この12,200円の保険料を毎月納付しないと4分の1免除が承認されても、保険料未納期間として扱われてしまいます。